



平成 28 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 マルコ株式会社
代表者名 代表取締役社長 朝倉 英文
(コード 9980 東証二部)
問合せ先 執行役員管理本部長 巻田 眞一郎
(TEL 06-6233-5000)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 11 日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 39 期定時株主総会に下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号。以下、「改正法」といいます。)により、新たな機関設計として、監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。当社は、取締役会の監査・監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図り、経営の健全性と透明性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、関連する定款の一部を変更するものであります。

また、改正法において、責任限定契約を締結できる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することができるよう、定款の一部を変更するものであります。

なお、この定款変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

このほか、事業活動の多様化及び今後の事業展開に備えるため、現行定款の事業目的を追加し、これに伴う号数の変更を行うものです。

なお、本議案における定款変更につきましては、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 28 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 28 日 (予定)

以 上

<別紙>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2条(目的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～11. (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>12.</u> 前各号に附帯する一切の業務</p>	<p>第2条(目的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～11. (現行どおり)</p> <p><u>12.</u> 理容および美容業</p> <p><u>13.</u> ブライダル事業</p> <p><u>14.</u> スポーツジム事業</p> <p><u>15.</u> 前各号に附帯する一切の業務</p>
<p>第3条(条文省略)</p>	<p>第3条(現行どおり)</p>
<p>第4条(機関)</p> <p>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p><u>3.</u> <u>監査役会</u></p> <p><u>4.</u> 会計監査人</p>	<p>第4条(機関)</p> <p>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p><u>3.</u> 会計監査人</p>
<p>第5条～第17条(条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第5条～第17条(現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p>
<p>第18条(員数)</p> <p>当社の取締役の員数は、10名以内とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第18条(員数)</p> <p>当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の員数は、10名以内とする。</p> <p><u>2</u> <u>当社の監査等委員である取締役の員数は、5名以内とする。</u></p>
<p>第19条(選任方法)</p> <p>取締役は、株主総会において選任する。</p>	<p>第19条(選任方法)</p> <p>取締役は、株主総会において選任する。 <u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p>
<p>第20条 (任 期)</p> <p>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第20条 (任 期)</p> <p>取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> <u>ただし、補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該補欠監査等委員である取締役としての選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできないものとする。</u></p>
<p>第21条 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>取締役は、その決議をもって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議をもって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>第21条 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>取締役 <u>会</u>は、その決議をもって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議をもって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 22 条（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>社長</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>3 取締役会の招集通知は、会日より 3 日前にこれを発するものとする。</p> <p>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>第 22 条（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>3 取締役会の招集通知は、会日より 3 日前<u>まで</u>にこれを発するものとする。</p> <p>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>4 <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第 23 条（重要な業務執行の決定の委任）</p> <p><u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第 23 条（取締役会の決議の省略）</p> <p>当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>第 24 条（取締役会の決議の省略）</p> <p>当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第 25 条（取締役会規程）</p> <p><u>取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 24 条 (報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>第 25 条 (取締役の責任免除)</p> <p>(条文省略)</p> <p>2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>第 26 条 (員 数)</p> <p><u>当会社の監査役の員数は、4 名以内とする。</u></p> <p>第 27 条 (選任方法)</p> <p><u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>第 28 条 (任 期)</p> <p><u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p>第 26 条 (報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p><u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u></p> <p>第 27 条 (取締役の責任免除)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>2 補欠により選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</u></p> <p><u>第 29 条（常勤の監査役）</u> <u>常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。</u></p> <p><u>第 30 条（監査役会の招集）</u> <u>監査役会の招集通知は、会日より 3 日前にこれを発するものとする。</u> <u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>第 31 条（報酬等）</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p><u>第 32 条（監査役の責任免除）</u> <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>第 28 条（監査等委員会の招集通知）</u> <u>監査等委員会の招集通知は、会日より 3 日前までに各監査等委員に対して発するものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 33 条～第 36 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>第 29 条 (常勤の監査等委員)</u> <u>監査等委員会は、その決議をもって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>第 30 条 (監査等委員会規程)</u> <u>監査等委員会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第 31 条～第 34 条 (現行どおり)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>第 1 条 (監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>当社は、第 39 期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の行為に関し、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</u></p>